

議員提出議案第四号

箕面市議会基本条例改正の件

箕面市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年九月三日提出

箕面市議会議員 川 上 加津子

同 神 田 隆 生

同 堀 江 優

同 中 西 智 子

同 田 中 真由美

同 藤 田 貴 支

箕面市条例第 号

箕面市議会基本条例の一部を改正する条例

箕面市議会基本条例（平成三十年箕面市条例第四十号）の一部を次のように改正する。

「第八章 議会体制の強化（第十九条―第二十二條）

第九章 議員定数及び報酬等（第二十三条―第二十五條）

目次中 第十章 議会基本条例の位置付け（第二十六條） を

第十一章 見直し手続（第二十七條）

「第八章 議会の体制及び機能の強化（第十九條―第二十三條）

第九章 議員定数及び報酬等（第二十四條―第二十六條）

第十章 議会基本条例の位置付け（第二十七條）

第十一章 見直し手続（第二十八條）

第二十七條を第二十八條とする。

第十章中第二十六條を第二十七條とする。

第九章中第二十五條を第二十六條とし、第二十四條を第二十五條とし、

第二十三条を第二十四条とする。

第八章の章名中「議会体制」を「議会の体制及び機能」に改める。

第八章中第二十二条の次に次の一条を加える。

（議会活動の継続）

第二十三条 議会は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は重大な感染症がまん延しているときにおいても、市民生活の維持及び安定のため議会活動の継続に努める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市議会の災害対応の方針を定めるため、本条例を改正するものである。